国 地 契 第 1 8 号 平成 1 5 年 5 月 1 5 日

最終改正 平成20年7月2日 国 地 契 第 1 7 号

各地方整備局長 あて

国土交通事務次官

建設コンサルタント業務等における違約金に関する条項の制定について

標記について、下記のとおり、建設コンサルタント業務等(「建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」(昭和45年12月10日付け建設省厚第50号)第3に規定する測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。以下同じ。)における契約上の取扱いを定めるとともに、「土木設計業務等委託契約書の制定について」等の一部を改正するので、取扱いに遺憾なきを期せられたい。

記

- 1. 建設コンサルタント業務等における契約上の取扱いについて 建設コンサルタント業務等における契約について、別紙の条項を契約書に加える ものとする。
- 2. 削除

附則

この通達は、平成15年6月1日以降に入札手続を開始する契約について適用する。

附 則(平成20年7月2日国地契第17号)

本通知による改正は、平成20年8月1日以降に入札手続を開始する契約から適用する。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

- 第 条 乙<u>(設計共同体にあっては、その構成員)</u>が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、業務委託料(この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料)の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
  - (注) 下線部分は、土木設計業務等委託契約書又は建築設計業務委託契約書の場合に規定する文言である。
  - 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。
  - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - 三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1項 第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象 となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命 令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定 したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為 の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、か つ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - 四 この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法 (明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条 第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を 経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算し た額の遅延利息を甲に支払わなければならない。